

ー 医学系研究に関する情報及びご協力のお願い ー

当院では、以下の医学系研究を実施しております。この研究は、検案・解剖業務の過程で得られた情報をまとめることによって行います。この研究は、当院の倫理委員会の承認を得ており、文部科学省及び厚生労働省が策定した「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」を守り実施されます。この研究に関するお問い合わせなどがありましたら、以下の「問い合わせ先」へご照会ください。

〔研究課題名〕

同一症例を用いた死体血の血液生化学マーカーの有用性

〔研究実施機関〕

東京都監察医務院、群馬大学大学院医学系研究科法医学講座

〔研究代表者〕

早川 輝

〔研究の目的・方法〕

血液生化学マーカーは臨床医学において診断や治療方針等を決定するにあたって重要とされています。血液生化学マーカーの中には、亡くなった方にも利用できるものとされています。しかし、死後に採取された血液は死後変化の影響を受けるため、生体における基準値をそのまま当てはめることはできないとされております。これまでに、亡くなった方の血液を用いて、血液生化学マーカーの有用性について、様々な検討がなされてきましたが、死後変化の影響については十分に考慮に入れられていません。

そこで、血液生化学マーカーに対する死後変化の影響について検討することを目的とする研究を実施します。死後変化の影響に関して正しい評価を実施することで、亡くなった方の血液生化学マーカーの値を用いた診断の有用性について十分な検討が可能と予測されます。

解剖までの間に2回採血を行い、その採取した血液を用いて血液生化学マーカーを測定します。採血の他に、検案と行政解剖に基づく情報（年齢、性別、死後経過時間）を利用します。

〔研究の対象者〕

平成30（2018）年3月18日から平成32（2020）年3月31日の間に当院で行政解剖された方のうち、院到着時と解剖前で2回、血液を必要量（約10mL）採取可能であった方

〔個人情報の取扱い〕

利用する情報からは、氏名、住所など、個人を直接特定できるような情報は削除します。また、研究成果は学会や学術雑誌で発表されますが、その際も個人を特定できる情報等は利用しません。

〔研究協力の任意性と撤回の自由について〕

本研究へのご協力については、ご遺族の意思を尊重いたします。研究内容に関して不明な点がある場合や情報の利用に同意されない場合には、以下にご連絡ください。

〔問い合わせ先〕

東京都監察医務院 早川輝

〒112-0012 東京都文京区大塚 4-21-18 電話 03-3944-1481

<不在時>

群馬大学大学院医学系研究科法医学講座 早川輝

〒371-8511 群馬県前橋市昭和町 3-39-22 電話 027-220-8033